

## 第1章

## 契約の成立

## 第1 民法とは

**マ C 管 C**

民法とは、わたしたちが物を買ったり借りたりするような取引や、事故にあったり、誰かが亡くなったりしたときの解決方法など、社会生活全般にわたったルールを定めた法律である。取引などによって取得するものを権利といい、その裏返しとして、負担するものを義務という。

本章では、主に取り引きをする際に結ぶ契約が、どのように成立するのか、成立した場合に、どのような権利義務が発生するのかといったことを中心に学んでいく。

## 第2 契約

### 1 契約の成立・効果

契約とは、要は約束のことで、原則として、「**申込み**」と「**承諾**」という**当事者の意思表示の合致によって成立する**（522条1項）。例えば、Aが区分所有する中古マンションを1,000万円でBに売る売買契約を締結した場合、「売ってください」という「申込み」と「売りましょう」という「承諾」の2つが一致すること（合意）によって成立する。

契約が成立した場合、契約をした当事者間にいろいろな**権利**や**義務**が発生する。上記事例でいえば、AはBに、区分所有するマンションを引き渡さなければならず、他方、BはAに、代金を支払わなければならなくなる（555条）。

なお、上記売買契約の成立のためには、契約書の作成は不要であるが、後のトラブルを防止するために契約書を作成する場合が多い。

### 2 申込みの効力

- ① 申込みは、**相手方に到達**することによって効力が生じる（97条1項）。
- ② 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない（523条1項）。この期間内に承諾の通知を受けなかったときは、申込みは効力を失う（523条2項）。
- ③ 承諾の期間を定めないでした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない（525条1項）。



契約書には印紙を貼り付ける等、費用がかかる場合があり、このような費用は、当事者間で取り決めがない場合は双方が半分ずつ負担する（558条）。

### 3 契約の種類

民法で定める契約のことを「典型契約」といい、13種類ある。物や所有権を有料で買う売買契約や、物を有料で借りる賃貸借契約などがある。なお、典型契約に該当しない契約も、**当事者が合意すれば、公序良俗に反しない限り原則として自由に締結できる**。

### 4 契約の無効・取消し

#### (1) 無効・取消しの意味

**無効**とは、当事者が法律行為によって意図した法律効果が**当初から生じないことを**言う。法律行為の無効は、いつでも、誰でも主張することができる。

**取消し**とは、表意者が制限行為能力者であった場合及び意思表示に瑕疵がある場合に、いったん発生した意思表示としての効力を廃棄する旨の、表意者の意思表示のことをいい、**一応は有効であるが、取消しの意思表示によって、効力が当初から無効であったものとみなされる（遡及的無効）**。主張できる者は限られている。



#### 取消し

放置しておくと確定的に有効になる。また、追認によって確定的に有効とすることもできる。

#### (2) 公序良俗違反の契約

公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効である（90条）。社会的妥当性がないからである。